

滋賀労働局 カスタハラ対策等 法改正説明会

定員
350名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時
2026年 **7/23** (木) 13:30~16:00 (受付開始 12:30)
※申込〆切: 7月16日(木) (定員に達し次第〆切)

会場
栗東芸術文化会館SAKIRA (さきら) 中ホール (滋賀県栗東市糺二丁目1番28号)

- プログラム
- 改正労働施策総合推進法等について
(カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシャルハラスメント対策)
【基調講演】
 - カスタマーハラスメント対策とその実例について～株式会社平和堂より～
 - 同一労働同一賃金ガイドラインの改正について

対象 企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法 「あかるい職場応援団」(厚生労働省が運営するポータルサイト)からお申し込みください。



● お申し込みのURL→ https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#siga

※各企業最大2名までご参加いただけます。(1名につき1回のフォーム送信が必要です。)

「あかるい職場応援団」HP

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものを行います。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...